	第百三十六条の二第一項中	役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の
しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない」と、同条第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者（含む。）」とあるのは「含む。）」又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）」	第百三十六条の二第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、	理事」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、「各営業所又は各事務所」とあるのは「各事務所

	旧平成十七年改正法附則第四条第八項	旧平成十七年改正法附則第四条第九項
部又は一部と実質的に同一のものであるかどうか）と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同条第三項中「当該会社」とあるのは「当該業者」	適用する。	第百四十四条、第百四十五条、第百四十六条第一項及び第百四十七条から第百四十九条までの規定並びに新保険業法第百五十条第一項
適用する。この場合において、同条中「事業」とあるのは「特定保険業法（平成十七年法律第三十八号）第二条第一項に規定する特定保険業」と、「内閣府令で定めるもの」とあるのは「内閣総理大臣」とする	第二編第七章第三節（第百五十一条を除く。）	

	旧平成十七年改正法附則第四条第九項	
業者	第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「株主総会等（株主総会、社員総会（総代会を設けている場合は、総代会）又は評議員会をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項（評議員総会の決議）若しくは第百三十六条第二項（社員総会の決議）」と、同条第四項中「第百三十六条第二項（評議員総会の決議）若しくは第百三十六条第二項（社員総会の決議）」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項（平成十七年改正法附則第七条第八項において準用する場合を含む。）」と、「旧平成十七年改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第七条第八項（以下この項において「旧平成十七年改正法」という。）」と、「旧平成十七年改正法附則第七条第八項	